

山口県央部1市4町 合併協議会だより



- 第1回山口県央部1市4町合併協議会概要 P2~P3
- 協定項目ごとの調整内容 P4~P7
- 合併協議会組織体制、委員等 P8
- これまでの経緯、協議等 P9~P11
- 協議会からのお知らせ P12

創刊号

平成16年10月1日
発行



第1回山口県中部1市4町合併協議会

平成16年9月11日(土)
宇部72アジスパホテル(阿知須町)

【会長あつちん】

合志会長 (山口市長)

1市4町の合併協議会は、必ず合併を成し遂げるという決意で、委員のみなさんと共に合併協議に臨んでいきたいと強く心に期しているところでございます。

2市4町合併協議会が休止になりました。新たに徳地町が加わりまして、1市4町で合併協議会が発会することになり、30万中核都市づくりに向けて着実に歩みを進めている感を持っているところでございます。

限られた期間ではございますが、熱心な協議をいたしまして、合併を実現させていくという思いで取り組んでいきたいと考えています。

委員の皆さまのご協力とご支援をお願い申し上げます。

【副会長あつちん】

飯田副会長 (阿知須町長)

本協議会は、県央30万中核都市をつくる道筋を付けるための合併協議でありまして、会長のリーダーシップと委員の皆さまのご理解とご協力で協議会がスムーズに進むようお願い申し上げます。

岩城副会長 (小郡町長)

21世紀の将来を目指すまちづくりについて、徳地町を加え協議できることについて心からお喜び申し上げます。

もう、残された時間はわずかでございます。皆さまと共に全力を出し切って、素晴らしいまちづくりができれば、素晴らしいまちづくりができてきますよう、共に努力していきたいと考えています。

藤生副会長 (秋穂町長)

これからのまちづくりのために、それぞれの英知を出し合って、これをまとめていかなければならないと考えています。

委員の皆さまのご協力と熱心な協議をお願い申し上げます。

伊藤副会長 (徳地町長)

県央30万中核都市づくりに向けて、1市4町の住民にとってより良いまちづくりを進めていくことが大変重要と思っております。

今日から、皆さんと共に協議できますことをうれしく思っております。

【報告事項】

協議会設置に至る経緯、規約及び協議書、幹事会規程、専門部会規程、事務局規程、財務規程、組織体制についての報告をしました。

【協議事項】

●各種規程、事業計画、予算、調整方針、合併協定項目について
協議運営規程、小委員会設置規程、協議委員会等の報酬及び費用弁償に関する規程、平成16年度事業計画、予算については、原案のとおり確認されました。

合併協定項目の調整方針は、山口県中部合併協議会及び山口県中部1市3町合併協議会における調整方針を尊重し、その確認済の調整項目については、引き継ぐことを基本とすることが確認されました。

合併協定項目については、42項目とすることが確認されました。
(P12合併協定項目と協議状況を参照)

●基本4項目について

「合併の方式」は新設合併、「新市の名称」は山口市、「新市の事務所的位置」については、新市発足時は現在の山口市役所の位置とし、附帯決議で将来の事務所的位置については、新山口駅周辺が適地であるという意見を踏まえながら、新市発足後10年を目途に協議検討を行うことが確認されました。

また、「合併の期日」については、継続協議とすることになりました。

●その他の協定項目について

※原案のとおり確認された協定項目
「財産及び公の施設の取扱い」ほか35項目については、原案のとおり確認されました。

(P4～P7協定項目ごとの調整内容を参照)

※継続協議とされた協定項目
「議会議員の定数及び任期の取扱い」については、継続協議とすることになりました。

●新市建設計画について

「新市建設計画」については、新市まちづくり施策検討小委員会に付託することになりました。



【質疑応答の状況】

●「議会議員の定数及び任期の取扱」について

議長試案

- (1) 在任特例の規定を適用する。
- (2) 合併後7か月間、引き続き新市の議員として在任する。
- (3) 在任特例適用後の定数については、34人とする。
- (4) 選挙区設定については、合併時に調整する。

・『在任特例』適用の理由として、合併後も引き続き議員として在任し、その意見を新市建設計画の実施に反映させることが必要と考えられる。首長と同日選挙になると、政治空白ができる。

・『在任期間を合併後7か月間』とした理由として、最低7か月間あれば、新市の新年度予算を審議し、新市建設計画について、予算に反映されているか見極めることができる。

※参考（議員報酬について）

・特別職の職員の身分の取扱いで議員報酬については審議されることとなるが、試案における在任期間中の議員報酬は、現行を基本とするのが適当との方向性が示されました。

（在任特例を支持する意見）

・新市建設計画の誠実な履行につい

て、議員は責任を持つべきで、ある程度の期間は在任してチェックする必要がある。

・首長との同時選挙を避ける。その他適切な範囲での在任特例が望ましい。

・議員は、新年度予算について確認する責務があるため、在任特例が妥当である。

・制度的にも在任特例があり、試案は適切な内容で受け入れたい。報酬がそれぞれで異なることはおかしい。

※合併後、合併前の議員全員が、新市の議員として、2年以内の期間、在任することができる在任特例の制度があります。

（定数特例を支持する意見）

・選挙区を設けて、法定定数に若干名を加えた定数特例とすべきで、議員報酬も統一できる。

・財政負担を抑えるべき。周辺部の住民の声を反映させるため選挙区は設けて欲しい。

・合併時選挙が望ましいが、激変緩和等を考えて、定数特例が良いと思う。

※合併後、最初の選挙において、新市における議員の法定上限数（34人）の2倍以内の議員を置くことができる定数特例の制度があります。

（合併時選挙を支持する意見）

・選挙区を設けて、首長と同様に議員も合併時に選挙をする方法が望ましい。

・1期4年間のみ選挙区を設けて、合併後50日以内に選挙をする方法が良い。

●「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」について

・合併により、委員1人当たりの担当面積が増大することから、農業者へのサービスが低下しないような配慮を要望する。

●「町名・字名の取扱い」について

・現在の町名、字名では、場所がわかりにくい所もある。新市において早急に対応されるよう要望する。

※その他

Q 調整案を実施した場合の影響額を示していただきたい。

A 次回の協議会で、影響額についてわかる範囲で提示する。

【次回協議日程】

次回の第2回

協議会は、9月30日(木)午後2時から、徳地町町民体育館で開催することになりました。



平成16年度 山口県央部1市4町合併協議会予算

【歳入】

科目	金額(千円)	内容
負担金	27,540	構成団体負担金
諸収入	1	預金利子
合計	27,541	

【歳出】

科目	金額(千円)	内容
会議運営費	2,029	委員報酬、費用弁償(旅費)
事務局運営費	5,697	消耗品、事務機器借上料
事業推進費	18,815	協議会だより印刷 ほか
予備費	1,000	
合計	27,541	

平成16年度 山口県央部
1市4町合併協議会事業計画

(1) 会議の開催

・協議会、小委員会、幹事会等の開催

(2) 情報提供及び広報啓発活動の実施

・協議会だよりの発行、協議会ホームページの開設・更新、新市建設計画（概要版）の作成 ほか

(3) 調査研究事業

・電算システム及び条例規則の調査研究

協定項目ごとの調整内容

項目番号	協定項目	確認済調整案
1	合併の方式	1市4町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。
3	新市の名称	新市の名称は、山口市とする。
4	新市の事務所の位置	<p>新市の事務所の位置は、新市発足時は現在の山口市役所の位置とする。</p> <p>新市の事務所の方式は、住民サービスの低下を招かないよう、総合支所方式とし、現在の1市4町それぞれの役所及び役場に総合的な機能を持つ支所を置く。</p> <p>なお、新市における将来の事務所の位置については、新市において、住民の利便性や新市の均衡あるまちづくりに配慮し、協議検討する。</p> <p>【附帯決議】</p> <p>将来の事務所の位置については、新市発足後、速やかに新市の事務所の位置に関する審議組織を設置し、協議検討を行うものとする。その協議に当たっては、新山口駅周辺が適地であるという意見を踏まえながら、県央中核都市にふさわしい位置を考慮し、整備については新市発足後10年を目途に審議すること。</p>
5	財産及び公の施設の取扱い	1市4町の所有する財産等は、すべて新市に引き継ぐ。山口市宮野財産区有財産は財産区有財産として新市に引き継ぐ。
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	新市に1つの農業委員会を置き、1市4町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併後1年以内の適当な時期まで、引き続き新市の農業委員として在任する。在任期間終了後の定数は40人とする。選挙区は設定することを前提に、新市において調整する。
8	地方税の取扱い	
	個人市町民税	均等割は、現行のまま新市に引き継ぐ。非課税範囲は、山口市の例により調整する。納期は、小郡町の例により調整する。
	法人市町民税	現行のまま新市に引き継ぐ。
	固定資産税	納期は、小郡町の例により調整する。
	軽自動車税	税率は、現行のまま新市に引き継ぐ。納期は、山口市の例により調整する。
	市町たばこ税	現行のまま新市に引き継ぐ。
	特別土地保有税	免税点は、山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町の例により調整する。
	入湯税	山口市の例により調整する。
	鉱産税	山口市、徳地町の例により調整する。
9	一般職の職員の身分の取扱い	1市4町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。職員数は、定員適正化計画を策定し適正化に努める。職員の任用及び給与は、公正、適正化の観点から調整し、統一を図る。
10	地域審議会等の取扱い	地域審議会、地域自治区、合併特別区は設置しない。新市において、条例により(仮称)まちづくり審議会を設置する。
11	特別職の職員の身分の取扱い	<p>市長、助役、収入役、教育長、教育委員会委員、選挙管理委員会委員及び監査委員等の任期等は、法令の定めるところによる。給料、報酬の額は、現行の額及び他の自治体の例をもとに合併時に調整する。</p> <p>議員及び農業委員の報酬は、現行報酬額及び他の自治体の例をもとに合併時に調整する。</p>
12	条例、規則等の取扱い	1市4町同一の条例、規則等は、原則として現行の例により調整する。類似、相違しているもの等は、新市の事務事業に支障をきたさないよう調整する。
13	行政組織及び機構の取扱い	<p>〈新市における組織・機構の具体的な整備方針〉</p> <p>現行組織から管理機能の一部を除き総合支所として設置し、庁舎は現有庁舎を有効活用する。支所、出張所及び出先機関は、基本的に現行のまま存続させる。</p> <p>本庁は、市全体に係る政策、施策の総合的な調整、管理事務等を行う。総合支所は、合併前の市町の区域を所管区域とし、本庁の掌理事務を除き、住民サービスを提供するとともに、地域振興の拠点として、新市建設計画に予定される地域別整備方針の実現を目指し事務等を行う。</p>
15	使用料、手数料等の取扱い	<p>〈調整の基本方針〉 新市における住民の一体性の確保及び住民負担の公平性を図ることを基本原則に調整する。</p> <p>使用料:急激な負担の変化に配慮し、適正な受益者負担の構築に向け調整する。なお、同一、同種のもの、算出基準を統一し、独自なものは、現行のとおりとする方向で調整する。</p> <p>手数料:可能な限り統一に向け調整する。</p>
	建設関係	
	市町営住宅使用料	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
	都市公園関係	
	公園施設使用料	現行のまま新市に引き継ぐ。
	教育・文化関係	
	公立幼稚園の授業料・入園料	山口市の例により調整する。ただし、秋穂町においては3年間で調整する。
	公民館、文化会館、体育施設使用料	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。減免規定等は、新市移行後速やかに調整する。
	福祉関係	
	老人福祉センター、児童館、隣保館使用料	現行のまま新市に引き継ぐ。
	経済関係	
	農業集落排水処理施設使用料	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
	税務関係	
	課税、納税に関する証明、公簿・図面の閲覧、税の督促手数料	一件100円により調整する。

項目番号	協定項目	確認済調整案	
15	住民窓口関係		
	(証明手数料) 印鑑、身分、外国人登録済、その他証明手数料 (閲覧手数料) 住民基本台帳閲覧手数料 (交付手数料) 住民票(写)、住民票記載事項、戸籍附票(写)、 印鑑登録証交付・再交付手数料	一件100円により調整する。	
	雇入契約の公認に関する事務・船員手帳の 訂正手数料、船員手帳の交付・書換手数料	廃止の方向で調整する。	
	都市計画関係		
	開発行為に関する申請、建築確認申請手数料	山口市の例により調整する。	
	衛生・保健医療関係		
	休日夜間診療手数料	現行のまま新市に引き継ぐ。	
16	公共的団体等の取扱い	1市4町に共通している団体は、それぞれの団体の理解と協力を得ながら、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。	
17	補助金、交付金等の取扱い	<p>〈調整の基本方針〉</p> <p>補助金、交付金等は、従来からの経緯、実情等を配慮するとともに新市の一体性の確保を図ることを基本原則とし、調整する。</p> <p>① 1市4町で同一あるいは同種の団体に対する補助金等は、関係団体等の理解と協力を得て、統合の方向で調整する。</p> <p>② 各市町独自の補助金等は、制度の経緯、実績を踏まえ新市全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>③ 1市4町で同一あるいは同種の事業に対する補助金等については、制度の統一化に向け調整する。</p>	
	税務関係		
		前納報奨金	新たに制度等を創設する。合併年度及びこれに続く3年間に限り、旧4町の区域を対象地区として、固定資産税のみ対象税目に交付率100分の0.5に統一して制度を実施する。
	環境保全関係		
		合併浄化槽設置補助金	新たに制度等を創設する。
	教育・文化関係		
		私立幼稚園就園奨励費補助金	秋穂町を除く1市3町の例により調整する。
		小中学校就学費援助	山口市の例により調整する。
		遠距離児童・生徒通学費補助	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
	福祉・保健医療関係		
		民間保育所施設整備費補助金	山口市の例により調整する。ただし、5年を目途に見直しを行うものとする。
		老人クラブ補助金	山口市・徳地町の例により調整する(国、県制度によるもの)。ただし、市町単独の助成は、新市移行後、速やかに調整する。
		母親クラブ育成費補助金	山口市、徳地町の例により調整する。
	経済関係		
		農林畜産業関係団体に対する補助	新市移行後、速やかに調整する。
		起業家向け支援補助金	山口市の例により調整する。ただし、情報関連産業等起業オフィス事業は、補助対象地域が限定されるので、新市の土地利用計画が決まった時点で検討する。
		まつりイベント事業にかかる補助金	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
	住民活動関係		
		交通安全推進団体に対する補助、チャイルドシート購入費補助	新市移行後、速やかに調整する。
	その他		
		定住促進にかかる奨励金	現行のまま新市に引き継ぐ。平成19年3月31日までの間は、旧秋穂町区域を対象に制度を存続させる。
	18	町名・字名の取扱い	1市4町の区域内の町・字の区域及び名称は、原則として現行のとおりとする。同一の町名・字名については、当該地域住民の意向を尊重し、調整する。 なお、地域の実情及び住民の意見を踏まえ、旧市町名を残す方向で調整する。
19	慣行の取扱い	市章、市民憲章、市民歌、市の花、木、花木、都市宣言は、新市において調整する。	
20	国民健康保険事業の取扱い	<p>〈調整の基本方針〉</p> <p>賦課形態は「保険料」とする。保険料の賦課は、被保険者の急激な負担の増加を招かないよう調整する。なお、被保険者への保険給付や健康保持増進に配慮して調整する。</p>	
	国民健康保険料	賦課形態、賦課方式、賦課割合	山口市の例により調整する。ただし、合併年度の翌年度から実施する。
		保険料	急激な負担増に配慮し、激変の緩和を図るよう調整する。ただし、合併年度の翌年度から実施する。
		納付回数・納期	山口市、秋穂町、阿知須町の例により調整する。ただし、合併年度の翌年度から実施する。
		出産育児一時金	現行のまま新市に引き継ぐ。
		葬祭費	新たに制度等を創設する。ただし、合併年度の翌年度から実施する。
	はりきゅう施術費の支給、人間ドック健診費助成	新たに制度等を創設する。ただし、合併年度の翌年度から実施する。	

項目番号	協定項目	確認済調整案
21	介護保険事業の取扱い	〈調整の基本方針〉 介護保険事業は、新市が保険者となり運営を行う。第1号被保険者の保険料は、新市において平成18年度からの介護保険料事業計画に基づき、統一する。
	介護相談員派遣事業	山口市の例により調整する。
	保険料の算定基準	新市移行後、速やかに調整する。なお、平成18年度から保険料を統一する。
	保険料の賦課・徴収	新市移行後、速やかに調整する。なお、段階区分、保険料率及び基準所得は平成18年度から、納期は合併年度の翌年度から統一する。
	サービス利用における低所得者対策	山口市の例により調整する。ただし、介護保険利用者負担軽減事業は、当分の間現行どおりとし、随時調整する。
22 (1)	各種事務事業(総務関係)の取扱い	
	情報公開制度	山口市の例により調整する。
	個人情報保護制度	秋穂町、徳地町の例により調整する。
	功労者等表彰制度	山口市、小郡町の例により調整する。
	名誉市町民制度、国際交流事業、中学生等海外派遣事業	新市移行後、速やかに調整する。
姉妹都市縁組等	現行のまま新市に引き継ぐ。	
22 (2)	各種事務事業(電算システム事業)の取扱い	
	電算システム	基幹系システム及び行政内部システムは、市民サービスの低下を招かないことを目標に、優先順位の高いものから統合を図る。
22 (3)	各種事務事業(広報広聴事業)の取扱い	
	(広報紙) 広報紙の発行、声の広報の発行、点字広報の発行、広報モニター制度	山口市、阿知須町の例により調整する。ただし、声の広報及び点字広報の発行並びに広報モニター制度は、関係団体等と調整を図りながら調整する。
	(市町政だより・電波メディア) ケーブルテレビ、民放テレビ・ラジオ	情報発信の手段として、新市移行後も積極的に活用する。
	市・町勢要覧、便利帳	新市移行後、速やかに調整する。
22 (4)	各種事務事業(消防防災事業)の取扱い	
	許可・承認等手数料(危険物関係)	現行のまま新市に引き継ぐ。
	消防証明手数料、タンクの水張検査等手数料、消防団組織	新たに制度等を創設する。
	消防団定員・人員	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
	消防団任期、定年、消防防災関係団体助成	新市移行後、速やかに調整する。
22 (5)	各種事務事業(高齢者福祉事業)の取扱い	〈調整の基本方針〉 高齢者福祉事業は、国等の制度に基づいて実施しているものは引き続き推進し、1市4町独自のサービスは、事業の経緯、実績等を尊重しつつ、新市の均衡を保つよう統合又は再編に向け調整に努める。
	公共交通利用優遇事業	山口市の例により調整する。ただし、改正後の制度を基にする。
	ふれあいいきいきサロン運営助成、配食サービス、外出支援サービス	新たに制度等を創設する。
	敬老会関係事業	新市移行後、速やかに調整する。
	敬老祝金支給、在宅緩和ケア推進事業	山口市の例により調整する。
	介護予防事業	新市移行後、速やかに調整する。ただし、介護予防ミニデイサービスは、山口市の例により調整する。
22 (6)	各種事務事業(障害者福祉事業)の取扱い	〈調整の基本方針〉 障害者福祉事業は、国等の制度に基づいて実施しているものは引き続き推進し、1市4町独自のサービスは、事業の経緯、実績等を尊重しつつ、新市の均衡を保つよう統合又は再編に向け調整に努める。
	(重度)心身障害児(者)福祉手当	新たに制度等を創設する。
	補装具の給付・修理	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、単独事業については、廃止の方向で検討する。
	知的障害者施設通園バス助成	廃止の方向で検討する。
	心身障害児(者)デイケア推進事業、入浴サービス事業、生活訓練事業、進行性筋萎縮症者療養等給付事業、身体障害者自動車操作訓練、身体障害者自動車改造費助成、特別障害者手当等	山口市の例により調整する。
	身体障害者生活支援事業	山口市の例により調整する。ただし、徳地町については、速やかに調整する。
	心身障害者扶養共済制度掛金助成	新たに制度等を創設する。
	各種事務事業(児童福祉事業)の取扱い	〈調整の基本方針〉 児童福祉事業は、国等の制度に基づいて実施しているものは引き続き推進し、1市4町独自のサービスは、事業の経緯、実績等を尊重しつつ、新市の均衡を保つよう統合又は再編に向け調整に努める。
保育料、乳幼児健康支援一時預かり事業、助産扶助費、民間保育所への運営費補助	新たに制度等を創設する。	
児童クラブ	新たに制度を創設する。(運営主体・方法は、現行のとおりとするが、保育料は統一する。)	
ちびっ子広場設置補助事業	廃止の方向で検討する。ただし、平成21年度までは現行どおりとする。	
22 (8)	各種事務事業(その他の社会福祉事業)の取扱い	
	民生・児童委員、主任児童委員、行旅困窮者援護	新たに制度等を創設する。
	低所得者見舞金支給 災害援護(火災援護資金・災害弔慰金等)	廃止の方向で検討する。 山口市の例により調整する。
22 (9)	各種事務事業(保健・医療事業)の取扱い	
	妊婦健康診査、婦人健康診査	新たに制度等を創設する。
	1歳6か月・3歳児健康診査	新市移行後、速やかに調整する。
	乳幼児健康診査	現行のまま新市に引き継ぐ。
	成人健康診査	山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町の例により調整する。ただし、実施方法は、現行のまま新市に引き継ぐ。
感染症対策	小郡町の例により調整する。	

項目番号	協定項目	確認済調整案
22 (10)	各種事務事業(生活環境事業)の取扱い	
	ごみ収集体制等	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
	し尿の処理体制	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、収集料金は、当分の間現行どおりとし、随時調整する。
	指定ごみ袋の取扱い、生活排水路整備事業	新市移行後、速やかに調整する。
	廃棄物処理手数料、一般廃棄物処理業等の許可申請手数料	新たに制度等を創設する。
	廃棄物処理手数料の減免	山口市、小郡町の例により調整する。
	分別収集(再資源化)の対応	分別収集の対応は、山口市の例により調整する。なお、分別収集(品目)は、新市移行後速やかに調整する。
22 (11)	各種事務事業(農林水産事業)の取扱い	
	農業金融事業、土地改良事業(補助金・分担金)、漁業近代化資金	新たに制度等を創設する。
	公有林貸付料	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
	林道開設維持事業、治山事業負担金	徳地町の例により調整する。
22 (12)	各種事務事業(商工・観光事業)の取扱い	
	企業誘致事業	新たに制度等を創設する。
	労働者金融対策事業	現行のまま新市に引き継ぐ。
	利子補給	廃止の方向で検討する。
	制度融資・小口事業資金、雇用対策支援事業	山口市の例により調整する。
22 (13)	各種事務事業(都市計画事業)の取扱い	
	都市計画区域・区域区分・用途地域	合併後の都市計画区域は、当面現行どおりとするが、新市移行後、速やかに新市の基本構想を踏まえた都市計画マスタープランを策定し、早期に新市の都市計画審議会の意向を踏まえ、市街化区域・市街化調整区域の設定に努める。
	都市計画税	課税客体及び税率は、新市発足後の都市計画(区域、区域区分(線引き)等)の見直し・検討や都市計画事業の状況に基づいて速やかに調整し、当面従来どおりとする。ただし、納期は、小郡町の例により調整する。
	まちづくり団体活動支援	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
	都市景観条例、市街地再開発事業の推進	山口市の例により調整する。
22 (14)	各種事務事業(建設事業)の取扱い	
	市町道認定基準	山口市の例により調整する。
	道路改良事業	山口市の例により調整する。(ただし、他の法令等に基づくものはその定めによる。)
	認定外道路指定基準	山口市の例により調整する。ただし、基準のうち、幅員の定めを削除し、新たな受益戸数(2戸)を加える。
	認定外道路整備事業	新たに制度等を創設する。
	準用河川の指定基準	山口市の例により調整する。ただし、第2条第2号に定める基準(2級河川、海との合流)は削除し、同条第4号(流域の家屋、公共施設)に定める戸数は2戸とする。
	急傾斜地崩壊対策事業負担金	廃止の方向で検討する。
22 (15)	各種事務事業(下水道事業)の取扱い	
	下水道使用料、下水道受益者負担金制度	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
	下水道使用料の賦課・徴収	新市移行後、速やかに調整する。ただし、井戸水認定(事業者)の際に使用するメーター(量水器)は、新市移行後、検定期間に合わせ随時公設に切り替える。また、納付方法は、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
	水洗便所改造資金貸付制度	山口市の例により調整する。
	公共ます、取付管設置基準	小郡町、秋穂町の例により調整する。
22 (16)	各種事務事業(水道事業)の取扱い	
	水道料金の算定方法、収納、水道加入金、手数料	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
22 (17)	各種事務事業(学校教育事業)の取扱い	
	奨学金貸付事業、学校給食事業	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
	通学区域(小・中学校)	現行のまま新市に引き継ぎ、新市移行後、随時調整する。
22 (18)	各種事務事業(社会教育事業)の取扱い	
	成人の日記念行事関連事業	新市移行後、速やかに調整する。
	文化芸術事業等	大規模な美術展は、現行のまま新市に引き継ぐ。その他各市町による独自事業は、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
	図書館外貸出の利用資格・冊数の制限等	新たに制度等を創設する。
	図書館休館日・開館時間等	新市移行後、速やかに調整する。
	移動図書館の運営	山口市の例により調整する。ただし、新市移行後、できるだけ早い時期に運営できるようにする。
22 (19)	各種事務事業(コミュニティ施策)の取扱い	
	文書配布体制・配布報奨金制度	新市移行後、速やかに調整する。
	自治会・コミュニティ団体への補助	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
	自治会集会所設置補助金	新たに制度等を創設する。
	防犯灯設置費補助金	新たに制度等を創設する。ただし、防犯対策協議会補助金は、当分の間現行どおりとし、随時調整する。
22 (20)	各種事務事業(その他事業)の取扱い	
	バス運行対策費補助金等	現行のまま新市に引き継ぐ。
	コミュニティバス等の運行	新市移行後、速やかに調整する。
	交通災害共済制度	秋穂町、阿知須町、徳地町の例により調整する。

※ 各協定項目の事業が多いものは、住民生活に関係するものを中心に整理しました。

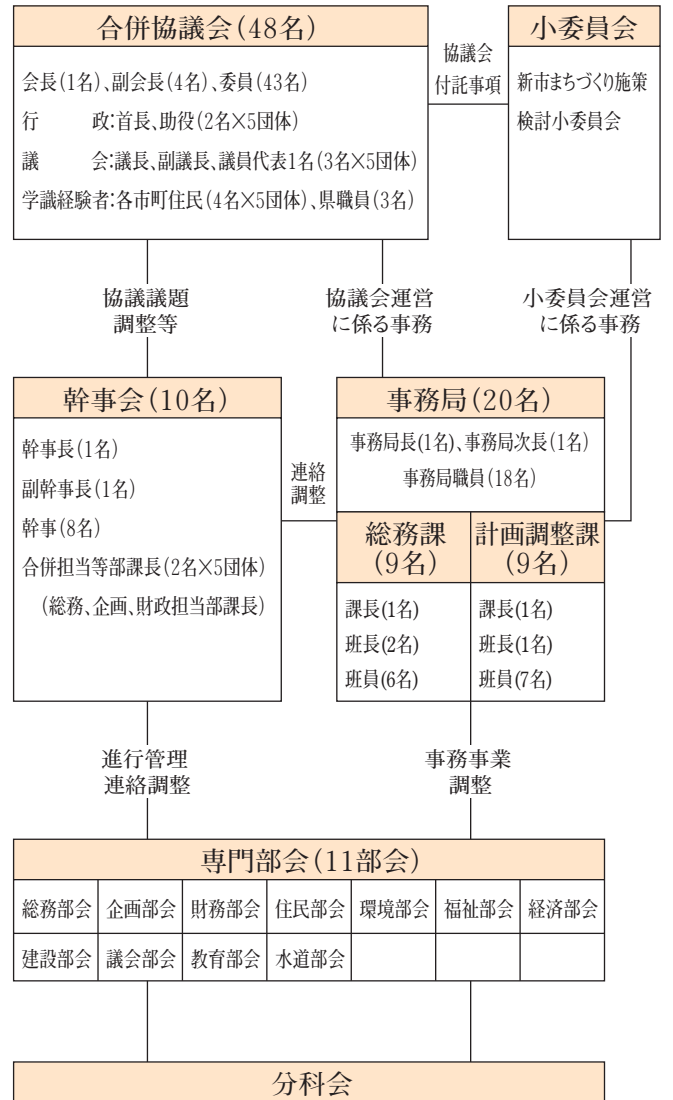
※ 各協定項目の事業ごとの調整案は、ホームページ及び各市町の合併担当課等の資料でご確認ください。

山口県中部1市4町合併協議会委員名簿

(敬称略)

区分	職又は選出市町	氏名
会長	山口市長	合 志 栄 一
副会長	阿知須町長	飯 田 宏 史
	小郡町長	岩 城 精 二
	秋穂町長	藤 生 通 陽
	徳地町長	伊 藤 青 波
1号委員 (助役)	山口市助役	渡 辺 純 忠
	小郡町助役	篠 原 宣 行
	秋穂町助役	緒 方 甫
	阿知須町助役	岡 村 久 寿 男
	徳地町助役	三 戸 基 文
2号委員 (議長及び副議長)	山口市議会議長	武 田 寿 生
	小郡町議会議長	河 村 秀 夫
	秋穂町議会議長	三 好 溥 眞
	阿知須町議会議長	武 永 輝 男
	徳地町議会議長	吉 松 米 雄
	山口市議会副議長	梶 本 孟 生
	小郡町議会副議長	重 田 勝 利
	秋穂町議会副議長	山 本 武 義
	阿知須町議会副議長	山 田 好 男
	徳地町議会副議長	井 上 一 雄
3号委員 (議会選出者)	山口市議会議員	氏 永 東 光
	小郡町議会議員	澤 田 正 之
	秋穂町議会議員	原 田 欣 知
	阿知須町議会議員	本 永 勝 昭
	徳地町議会議員	中 川 啓 三
4号委員 (学識経験者)	山口市	山 本 繁 正
		中 野 勉
		岡 部 達 矢
		山 口 富 美 子
	小郡町	國 安 克 行
		塩 見 侃 三
		重 田 強 子
		石 田 光 一 郎
	秋穂町	渡 邊 公 智
		松 本 悟 朗
		牧 徹
		福 江 香 代 子
	阿知須町	林 國 雄
		高 野 義 一
		村 田 康 子
		江 本 芳 子
	徳地町	藤 田 義 正
		下 田 與 志 雄
		藤 井 喜 與 子
	県職員	千々松 正 直
岡 田 実		
檜 部 裕 人		
監査委員	小郡町代表監査委員	山 本 修 三
	秋穂町代表監査委員	田 中 義 明
	徳地町代表監査委員	宮 内 清 次

山口県中部1市4町合併協議会組織体制



新市まちづくり施策検討小委員会委員名簿

(敬称略)

区分	職又は選出市町	氏名	備考
1号委員 (助役)	山口市助役	渡 辺 純 忠	副委員長
	小郡町助役	篠 原 宣 行	
	秋穂町助役	緒 方 甫	
	阿知須町助役	岡 村 久 寿 男	
	徳地町助役	三 戸 基 文	
3号委員 (議会選出者)	山口市議会議員	氏 永 東 光	委員長
	小郡町議会議員	澤 田 正 之	
	秋穂町議会議員	原 田 欣 知	
	阿知須町議会議員	本 永 勝 昭	
4号委員 (学識経験者)	徳地町議会議員	中 川 啓 三	
	山口市	岡 部 達 矢	
	小郡町	石 田 光 一 郎	
	秋穂町	牧 徹	
	阿知須町	林 國 雄	
	徳地町	下 田 與 志 雄	

これまでの経緯、協議等

これまでの経緯

山口県中部1市4町合併協議会に至る経緯及び1市3町合併協議会の協議状況等について、ご紹介します。

月 日	経 過 内 容
6月9日	『山口県中部1市3町合併調査研究会』を設置 第1回『山口県中部1市3町合併調査研究会』で規約、組織体制、事業計画案、予算案、協議調整方針、まちづくり方針等を確認
6月22日	第2回『山口県中部1市3町合併調査研究会』を開催し、合併期日、事務所の位置、新県都のグランドデザイン等を研究会として確認
6月30日	第3回『山口県中部1市3町合併調査研究会』を開催し、7月下旬に法定合併協議会を設置することを確認
7月15日 16日	山口市議会、小郡町議会、秋穂町議会、阿知須町議会で法定合併協議会設置議案を可決
7月20日	『山口県中部1市3町合併協議会』を設置し、県知事に届出
7月29日	第1回『山口県中部1市3町合併協議会』を開催し、規約、事業計画案、予算案のほか、合併協定項目のうち「合併の方式」、「新市の名称」、「新市の事務所の位置」など8項目を確認
8月3日	徳地町長が山口県中部1市3町合併協議会会長、1市3町首長に合併協議への参加を申し入れ
8月11日	第2回『山口県中部1市3町合併協議会』を開催し、合併協定項目のうち「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」、「地方税の取扱い」、「条例、規則等の取扱い」など12項目を確認
8月19日	山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町、徳地町議会で、1市4町の法定合併協議会設置議案を可決
8月23日	『山口県中部1市4町合併協議会』を設置し、県知事に届出



1市3町合併協議会の協議状況等

協議会における協議の状況等

【第1回協議会】

平成16年7月29日（山口市）

●各種規程、事業計画、予算、調整方針、合併協定項目について

会議運営規程、小委員会設置規程、協議委員会等の報酬及び費用弁償に関する規程、平成16年度事業計画、予算については、原案のとおり確認されました。

合併協定項目の調整方針は、山口県央部合併協議会における調整方針を尊重し、確認済の調整項目については、引き継ぐことを基本とすることが確認されました。

●基本4項目について

第1回の協議会では、「合併の方式」は新設合併、「新市の名称」は山口市、「新市の事務所の位置」については、新市発足時は現在の山口市役所の位置とし、附帯決議で将来の事務所の位置については、新山口駅周辺が適地であるという意見を踏まえながら、新市発足後10年を目途に協議検討を行うことが確認されました。

また、「合併の期日」については、平成17年10月1日、平成17年10月11

日、平成18年1月1日のいずれかとし、次回協議することになりました。

●その他の協定項目について

「財産及び公の施設の取扱い」、「公共的団体等の取扱い」、「慣行の取扱い」、「各種事務事業（電算システム事業）の取扱い」については、原案のとおり確認されました。

●新市建設計画について

「新市建設計画」については、新市まちづくり施策検討小委員会に付託することとし、協議会では、新県都のまちづくり計画骨子（案）について説明し、継続協議とすることになりました。



【第2回協議会】

平成16年8月11日（小郡町）

「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」、「地方税の取扱い」、「条例、規則等の取扱い」、「各種事務事業（総務関係）の取扱い」、「各種事務事業（消防防災事業）の取扱い」、「各種事務事業（建設事業）の取扱い」、「各種事務事業（下水道事業）の取扱い」、「各種事務事業（水道事業）の取扱い」、「各種事務事業（学校教育事業）の取扱い」、「各種事務事業（社会教育事業）の取扱い」については、原案のとおり確認されました。

「行政組織及び機構の取扱い」、「各種事務事業（都市計画事業）の取扱い」については、調整案の一部を修正して確認されました。

「合併の期日」については、正副会長で検討することとし、再度継続協議とされました。

「新市建設計画（素案）」について説明し、継続協議とすることになりました。

【その他】

徳地町が1市3町の合併協議に加わり、1市4町の法定協議会が新たに設置された場合は、設置日をもって1市3町の法定協議会は休止することとなりました。

小委員会の協議結果は、全委員に文書で知らせ、また、その協議会内容は1市4町合併協議会においても、引き継がれていくこととなりました。



小委員会における協議の状況

【第1回小委員会】

平成16年8月3日（小郡町）

新県都のまちづくり計画（案）の基本方針部分（第1章序論、第2章新市の概況、第3章まちづくりの基本方針）が概ね確認されました。

なお、新県都のまちづくり計画（案）の主要施策・プロジェクト等（第4章未来を拓くプロジェクト、第5章まちづくりの施策、第6章公共的施設の適正配置と整備、第7章財政計画）は、次回具体的な協議をすることになりました。



【第2回小委員会】

平成16年8月10日（小郡町）

新県都のまちづくり計画（案）の基本方針部分（第1章～第3章）について、小委員会として、原案のとおり確認されました。

引き続き新県都のまちづくり計画（案）の計画の主要施策・プロジェクト・公共的施設の適正配置と整備（第4章～第6章）、財政計画を作成する上での検討資料となる「財政シミュレーション」（第7章）についての協議が行われました。

小委員会へ出た意見等を企画部会・事務局で再度検討し、次回にその検討結果を踏まえて、協議することになりました。



【第3回小委員会】

平成16年8月17日（小郡町）

「財政シミュレーション」についての質疑応答が行われ、前回、小委員会へ出た意見等を企画部会・事務局で再度検討した資料についての協議が行われました。

この結果、事業主体が未調整の事業等を除き、新県都のまちづくり計画（案）の主要施策・プロジェクト・公共的施設の適正配置と整備及び財政計画（第4章～第7章）について、小委員会として原案のとおり確認されました。

これにより新県都のまちづくり計画（案）すべてについて、概ね確認されました。



新県都のまちづくり計画(案)について



新県都のまちづくり計画（案）は、「ひと・まち・自然が輝き 未来を拓く新県都」を将来都市像として、3つの基本理念のもとに5つのまちづくりの基本目標を掲げ、多様な取組みを進めることによって、地域の発展に資する自立的な県都あるいは中核都市を目指して策定するものです。また、「地域別整備の方針」を定め、個性的な地域づくりを進めていくこととしています。

さらに、重点的に取り組む施策を「未来を拓くプロジェクト」として、9つのプロジェクトを設定しています。この新県都のまちづくり計画（案）は、現在、1市4町合併協議会において審議されていますが、ご意見等ございましたら、次ページの1市4町合併協議会事務局までお寄せください。

なお、1市4町合併協議会ホームページで計画（案）の内容がご覧いただけます。また、今後、協議会だより特別号（10月15日号）でその内容をお知らせする予定です。

●合併協定項目と協議状況 【平成16年9月11日（第1回山口県中部1市4町合併協議会開催）現在】

番号	協定項目	提案	確認
1	合併の方式	●	●
2	合併の期日	●	
3	新市の名称	●	●
4	新市の事務所の位置	●	●
5	財産及び公の施設の取扱い	●	●
6	議会議員の定数及び任期の取扱い	●	
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	●	●
8	地方税の取扱い	●	●
9	一般職の職員の身分の取扱い	●	●
10	地域審議会等の取扱い	●	●
11	特別職の職員の身分の取扱い	●	●
12	条例、規則等の取扱い	●	●
13	行政組織及び機構の取扱い	●	●
14	一部事務組合等の取扱い		
15	使用料、手数料等の取扱い	●	●
16	公共的団体等の取扱い	●	●
17	補助金、交付金等の取扱い	●	●
18	町名・字名の取扱い	●	●
19	慣行の取扱い	●	●
20	国民健康保険事業の取扱い	●	●
21	介護保険事業の取扱い	●	●

○は小委員会へ付託

番号	協定項目	提案	確認
22	各種事務事業の取扱い		
	(1)総務関係	●	●
	(2)電算システム事業	●	●
	(3)広報広聴事業	●	●
	(4)消防防災事業	●	●
	(5)高齢者福祉事業	●	●
	(6)障害者福祉事業	●	●
	(7)児童福祉事業	●	●
	(8)その他の社会福祉事業	●	●
	(9)保健・医療事業	●	●
	(10)生活環境事業	●	●
	(11)農林水産事業	●	●
	(12)商工・観光事業	●	●
	(13)都市計画事業	●	●
	(14)建設事業	●	●
	(15)下水道事業	●	●
	(16)水道事業	●	●
	(17)学校教育事業	●	●
	(18)社会教育事業	●	●
	(19)コミュニティ施策	●	●
	(20)その他事業	●	●
23	新市建設計画	○	

各市町の合併担当窓口

山口市企画経営課中核都市推進室

TEL 083-934-2747
FAX 083-934-2642
E-mail: kikaku@city.yamaguchi.yamaguchi.jp

小郡町まちづくり推進課

TEL 083-973-2414
FAX 083-973-4892
E-mail: mati@town-ogori.jp

秋穂町企画課

TEL 083-984-8026
FAX 083-984-5299
E-mail: kikaku@aiocho.jp

阿知須町企画課

TEL 0836-65-4111
FAX 0836-65-4116
E-mail: kikaku@ajisu.com

徳地町企画財政課合併推進室

TEL 0835-52-1119
FAX 0835-52-1470
E-mail: gappei@town.tokuji.yamaguchi.jp

合併協議会、小委員会の協議内容等をご覧ください。

会議資料と会議録は、合併協議会事務局及び関係市町の役所、役場などで閲覧できます。
詳しくは、合併協議会事務局あるいは関係市町の合併担当窓口までお問い合わせください。
また、下記のアドレスから、ホームページがご覧いただけます。

<http://www.kenou.jp/>

編集・発行 山口県中部1市4町合併協議会

〒753-0070 山口市白石一丁目2番7号
TEL 083-934-6214
FAX 083-922-8520
E-mail: info@kenou.jp

